

# 地域のひろば

## 第十九号

平成24年7月  
中部地域協議会

力の支え

信頼のきずな

事業の発展

### 会長就任に当たって



一般社団法人日本人材派遣協会  
会長 家中 隆 氏

平成24年度の定時総会において、坂本前会長の後を引き継ぎ会長に就任いたしました。

中部地域協議会の皆様には、当協会の運営につきまして日頃より格別のご支援とご理解を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

現在、国内政治は消費税と社会保障の一体改革の問題などで大揺れですし、景気は復興需要などを背景に若干持ち直してきたものの、これから本格的な夏を迎えるにあたり電力供給の制約や欧州の信用不安による世界的な景気後退が懸念され、依然として予断を許さない状況にあります。

派遣業界の状況を俯瞰しても、昨今はオーダーの増加傾向が見られるものの、リーマンショックに続く、適正化プランなどの行政指導の強化の結果、契約社員やパート、アルバイトなどの非正規社員が増加する中で派遣社員は大幅に減少し、直接雇用化の流れが未だに止まっています。日本の生産年齢人口の予測を見ますとこの10年で765万人と全体の10%近い減少が見込まれています。これからは国の活力を維持していくためには、新産業の創出や産業構造の転換とともに、円滑な労働移動が求められており、派遣をはじめ働く人のライフスタイルに合った多様な働き方を尊重し、M字問題といわれるように出産や育児で仕事を離

れた女性などが労働市場に参画しやすくなるような環境を整え、我が国が有する人的資源を最大限に活用していく必要があります。

こうした状況下、当協会として一貫して反対してきた改正派遣法が国会での大幅修正を経て本年3月に成立しました。現在、10月1日の施行に向け、日雇い派遣の原則禁止やグループ企業内の8割規制、マージン率などの情報開示等々につき政省令などが準備されつつありますが、協会としてしましても、目下検討中のこうした細目が決定次第、会員の皆様を対象とした法改正の説明会などを用意させて頂くことにしております。また、今回の改正派遣法成立にあたっては、協会前執行部の皆さんのご努力もあり、ご案内のとおり、付帯決議がなされました。これにより政令26業務に該当する可否かで派遣期間の取り扱いが大きく異なる現行制度の問題点などが根本的に論議され、より分かりやすい制度に進化していくことが期待されます。業界の健全な発展と適正な運営を維持する観点から、当協会として、改正法施行に向けた政省令の制定も含めて、引き続き、派遣のあるべき姿について積極的な発言を行って参ります。

加えて、派遣のみならず有期労働者全体を対象にした労働契約法の改正が閣議決定されており、9月まで延長された今国会で審議される見込みです。有期労働者については予てより雇用の不安定性、処遇格差、労働の質的低下などの問題が指摘されており、その対策のひとつが今日の労働契約法改正の動きとなった訳ですが、改正案では5年を越えた有期労働者の無期化、雇い止め法理の明文化、均衡配慮などが柱になります。有期労働者の相応な保護は当然必要なこととしても、規制の強化により外形的に短期労働者の圧縮を図るような施策を行っても、円高や労働

規制を始め六重苦といわれる日本の経営環境では企業にその余力はなく、更なる空洞化、国際競争力の喪失により、働く場そのものが減少していくことが懸念されます。働く人には介護や育児などそれぞれ固有の事情があり、このような生き方をしたいというライフスタイルがあります。ワークライフバランスを尊重した多様な働き方の意義をしっかりと社会が認知し、並行して安全衛生や社会保障の充実を図って行くことで企業の活力をそぐことなく働く人の幸福を維持していくことが可能になると考えます。

また、協会としまして、本年度の取り組みの目玉として「派遣社員のキャリア形成への支援」を掲げています。派遣社員については派遣就労の特性から正規社員対比、能力開発の機会が限定的でキャリア形成が積みあがりづらい状況にあります。我が国の雇用機会を創出していくためには、個人の希望にあわせ働き続けられるよう、官民協力して業界横断型の教育訓練制度や職業能力評価システムなどのインフラを構築して、派遣社員の能力開発を促進し、派遣就労を通じた有意義なキャリア形成を実現していくことが必要となります。この7月から業界4団体による横断的組織として「人材サービス産業協議会」が発足しましたが、ここにおいてもキャリア形成が重要テーマとなっております。協会の活動と連携しながら取り組みを進めて行く予定です。派遣業界として抱える課題は、上記のとおり多々ありますが、今後とも関係各方面のご理解を得ながら課題に着実に取り組み、派遣という業務を通じて我が国の繁栄と業界の発展、派遣で働く人々の幸福に些かなりとも貢献できればと念じております。中部地域協議会の皆様にも引き続き倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 労働者派遣法改正法の円滑かつ着実な施行に向けて



愛知労働局  
需給調整事業部長  
舟橋 洋氏

日本材派遣協会中部地域協議会の会員の皆様方には、日頃より愛知労働局需給調整事業部の業務推進に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆様もご存じのとおり、労働者派遣法改正法案が今第180回通常国会において可決・成立し、4月6日に公布されました。2年前の第174回通常国会に改正法案が上程されて以来、実に6回の国会での継続審議を経ての難産のうえでの成立でありました。

こうした審議経過となった背景は、改正法案を巡る環境が東日本大震災の発生や円高、欧州債務危機などにより、法案上程当時とは大きく変化化したことにより、また、改正法案を巡る環境の変化を踏まえ、当初案の、①「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、②原則禁止される日雇派遣の範囲の修正及び原則禁止の例外規定の追加、③「労働契約申込みなし制度」の施行日の延期などの修正がされました。

しかし、当初案に盛り込まれていた派遣労働者の保護や処遇の改善に係る多くの規定についてはそのまま成立したところでは、

今回の労働者派遣法改正に関しては、皆様方派遣元事業主をはじめ、派遣先事業主の方、そして労働組合の方等々

～労働者派遣法は10月1日より一部改正されます～

## 改正労働者派遣法説明会のご案内

労働者派遣事業主、派遣労働者受入事業主を対象とした無料の研修会です。

この説明会は、改正労働者派遣法の内容と取扱いについて説明をいたします。是非この機会に下記の会場へご参加ください。

参加無料

8/27 (月)  
8/29 (水)

### 名古屋市公会堂 大ホール

13:30~16:00

各日定員  
約1,500名

名古屋市昭和区鶴舞 1-1-3  
地下鉄鶴舞線鶴舞駅 4番出口  
徒歩2分

8/28 (火)

### 刈谷総合文化センター 大ホール

13:30~16:00

定員  
約1,000名

刈谷市若松町 2-104  
JR・名鉄 刈屋駅南口 徒歩3分

お問合せ先  
お申込み先

愛知労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課  
〒460-0008 名古屋市中区2-3-1 名古屋広小路ビルディング6階  
TEL 052-219-5587 FAX 052-219-5589

愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

いろいろなご意見があることかと思いますが、改正法の円滑かつ着実な施行に向けて、改正法の周知・徹底を図っていくことが行政としての責務であり、愛知労働局需給調整事業部としてもあらゆる機会を通じて改正法の周知・徹底の取組を進めていく考えであります。現在、その具体的な取組の一つとして、8月27日、28日、29日の3日間、名古屋市公会堂及び刈谷総合文化センターにおいて、改正法に係る大規模な説明会を開催する予定をしております。

派遣元事業主の皆様には是非ご参加いただきますようお願いするとともに、派遣先事業主の皆様にも参加の声をかけただければ幸いです。

最後に、今回の改正法では、法律の名称が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「・・・及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改められるとともに、法律の目的規定にも「派遣労働者の保護・雇用の安定」が明記され

ました。

貴協会並びに会員の皆様方には、これまで労働者派遣事業の適正な運営の確保に向けて労働関係法令遵守の徹底をお願いしているところですが、今後は労働関係法令遵守の徹底と併せて、派遣労働者の保護・雇用の安定にも軸足を置いて事業運営をしていただくようお願い申し上げます。

## 人材派遣業における最新の相談状況について



一般社団法人日本人材派遣協会  
相談センター長  
水野 快二氏

中部地域協議会の会員を始め関係各位につきましては、日頃から、当協会及び地域協議会の諸活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

既にご案内のように、各地域の相談センターを閉鎖し、東京の相談センターのみに集約することとなりました。中部地域協議会の会員の方々におかれましては、疑問点やトラブル等があっても気楽に来訪されて相談する場所がなくなってしまう、ご不便をおかけしていることと思っております。しかし、その分、東京相談センターにおいて、電話(03-3222-1605)ではありますが、懇切丁寧に、的確な回答をさせて頂くこととしておりますのでご理解の程お願い申し上げます。

以下、相談状況の報告や分析等につきましては、中部地域に限定したものではありませんが、全体の傾向として参考にしていただけるものと考えております。



## 労働者派遣事業アドバイザー相談状況

対象	相談件数		前年比 (%)
	23年度	前年度	
スタッフからの相談	2,363	1,954	120.9
派遣元事業所からの相談	9,910	8,413	117.8
派遣先からの相談	695	783	88.8
上記以外からの相談	608	599	101.5
合計	13,576	11,749	115.6

元事業所からの相談件数としては約20%強減少しました。これは、相談件数としては多いですが、昨年度までの相談件数が激増していた反面、比較データとしては減少したものと分析しております。また、実質的には、平成22年2月からの「専門26業務の適正化プラン」による労働局の調査についての対応が一段落したことの影響かと考え

平成23年度の相談状況は、総数13,576件で、前年度と比べ16%の増加となりました。前年度も対前年度比約5%増です。派遣業界に問題が増えていることを意味しているのではなく、問題が起こる前に慎重に対応するための確認作業として相談が増加しているものと分析しています。また、リピーターが多いことから、当相談センターに対する信頼度の高まりの反映とも評価しております。

相談者の構成比につきましては、派遣労働者から約20%弱、派遣元事業所から約70%強、派遣先事業所等から約10%であり、数年変化はありません。

相談項目につきましては、昨年度までは、「業務内容」に関する質問・相談が激増し、特に、政令26業務に関して「各号業務の内容や範囲」「付随業務」「付随的業務」さらには「その他業務」についての質問が集中していましたが、平成23年度は「業務内容」や「対象業務」に関する相談件数は全体的に増加していません。逆に、派遣

られます。

派遣元事業所や派遣労働者からの相談内容としては、従来どおり、「派遣契約」や「労働契約」に関する相談が多いのが特徴です。中でも、労働者派遣契約につきましても、従来、疑問の内容が基本契約に関するものか個別契約に関するものかの区別がなく、あるいは両者を混同して質問が来ましたが、現在では、両者を区別した上で質問が来るようになってきました。例えば「労働者派遣契約の中途解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置」に関して、法律上、規定を設けなければならないのは個別契約であることを前提として、どのような表現をしたら良いかとの質問等に変わって来ています。また、派遣個別契約に関して、契約書方式にして捺印するか、差出方式にして捺印を省略するか等の問題点を絞った質問内容に変化しています。加えて、労働者派遣法令により要求されている派遣契約や就業条件明示書等を始めとする帳票書類の整備や変更、保存等に関する質問も多くなっています。

現在、派遣元事業所として一番の関心事は、改正労働者派遣法についての政省令の具体的な内容です。平成24年10月1日の施行を控えていますので、この「地域のひろば」が発刊される頃には詳細な内容が固まっていると思います。

今後、派遣事業のあり方について真摯に再検討していただき、ベストマッチングとコンプライアンスの徹底を目指して、派遣会社及び派遣業界の信頼を回復することが必須と考えます。規制緩和の方向性を取り戻すことをお願いして、相談センターの報告に代えたいと思います。

## 改正労働者派遣法の施行にあたり



中部地域協議会  
会長 山本光子氏

会員の皆様方には、日頃より中部地域協議会の運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて改正派遣法は、08年11月に自民公明党の改正案が提出され審議未了で廃案となって以降、3年半に及ぶ歳月を経て、今年4月6日に公布され、10月1日施行に向け政省令等の検討に入っております。

この間「適正化プラン」により派遣元と派遣先企業には混乱と膨大な作業が発生致しました。また派遣労働者の方々は、専門26業務が否かによって派遣受け入れ期間が変更となり、就業機会が狭まったり、派遣先に直接雇用されたことで待遇が変更となることも多数ございました。

今回の法改正は、昭和61年制定以来の大幅な規制強化となり、会員企業をはじめ派遣先企業にとりましても厳しい事業環境となります。これまで中部地域協議会では、日本人材派遣協会と連携し、地域のマスコミや政治家の方々、労働組合、経済団体に、派遣で働く労働者の実態と規制による影響を説明し、派遣を正しく理解していただく活動を行ってまいりました。今後は、改正事項の周知によるコンプライアンスの徹底は当然のことながら、派遣労働者の就業機会が損なわれることの無いよう会員企業を通じて派遣先企業への啓蒙活動も行なってまいります。

私たち業界の使命である「働く方々を守り働く人と企業を結ぶ需給調整機能としての役割」をしつかりと果たすことで、雇用機会をいち早く創出する派遣という仕組みが社会的信頼性と健全性を向上させ、経済の再生に貢献できるような活動してまいりますので、何とぞご支援・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成24年度 中部地域協議会役員組織

会長

山本光子

テンプスタッフ・ピープル(株)  
専務取締役

副会長(総務部会担当)

牧隆弘

アデコ(株)  
中日本営業本部 本部長

副会長(事業部会担当)

濱森健太郎

(株)リクルートスタッフィング  
東海ユニット長

副会長(会計担当)

峠良和

(株)トヨタエンタプライズ  
理事ヒューマンサポート本部副本部長

幹事(総務部会)

田村富美子

(株)パナソニック  
執行役員 パソナカンパニー 東海営業本部長

小川悦子

(株)日本医療事務センター  
愛知支社 支社長代理

増田一泰

マンパワーグループ(株)  
執行役員 東海統括部長

武田美貴

旭化成アミダス(株)  
名古屋支店長

古田年季

(株)ジヨブコム  
代表取締役

幹事(事業部会)

西村中利

テルウエル西日本(株)  
東海支店 総合人材サービス営業部  
スタッフモア名古屋センター センタ長

猿渡智佐登

(株)クロップス・クルー  
代表取締役社長

中島悦雄

中電興業(株)  
常務取締役

荻原英生

(株)ビーハーフ  
代表取締役社長

監事(監査)

玉懸優

優

(株)サンスタッフ  
常務取締役

平成23年度 中部地域協議会のあゆみ

研修会

第42回(平成23年10月14日)

メルパルクNAGOYA

◎参加 58社(96名)

◎内容/講師

『自分を自分化する』

『スポーツ選手に学ぶ自分の作り方』

スポーツライター・TVキャスター

青島健太氏

◎終了後懇親会開催 参加46社(102名)

協議会PR活動

(1) バナーの制作・はけんWorking、Webページの広告

報道関係者向け懇親会

(2) 平成24年2月22日

名古屋観光ホテル18階「鈴鹿の間」

◎参加(報道関係者)5社(6名様)

(派遣スタッフ)2名

平成24年度 中部地域協議会の主な行事

研修会予定

第43回(平成24年10月19日)

メルパルクNAGOYA

◎内容/講師

一部協議中

◎終了後懇親会開催

「地域のこころ」第19号の発行

平成24年7月20日配布・配信予定

協議会PR広告の掲載

平成24年5月～6月頃

当協議会の広告を企画し、Webバナー広告を掲載

会員企業募集

日本人材派遣協会 中部地域協議会では、新規会員企業を募集中です。入会その他については、左記までお問い合わせ下さい。

連絡先

日本人材派遣協会 中部地域協議会

総務部会 田村 富美子

笠原 真也

住所 名古屋市中村区名駅一―一四

JRセントラルタワーズ42階

株式会社パソナ・名駅

TEL 〇五二―五六一―一四二二

FAX 〇五二―五六一―一四二二

(本文中敬称は略させていただきました)

編集発行人

中部地域協議会

事業部会 荻原英生

平成二十四年七月発行

住所 〒450-0002

名古屋市中村区名駅四―二六―二二  
名駅ビル6F

TEL 〇五二(五八六)九六三二